

西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市民が住みやすく住宅内での事故を低減するため、一定の性能を確保した良質な住宅ストックの形成を図ることを目的として、住宅性能の向上を伴う改修工事（以下「リフォーム工事」という。）を行う戸建て住宅の所有者等に対し、予算の範囲内において、西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、西海市補助金等交付規則（平成17年西海市規則第47号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助の対象となる者は、市税を滞納していない者で次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市内に住宅を所有しており、かつ、その住宅に居住している者
- (2) 補助金の交付の申請をする時点で改修工事を行う住宅を所有し、当該住宅に居住していない者であって、第9条第1項に規定する完了実績報告書を提出する時点で改修した当該住宅に居住することが確実であると市長が認めるもの

(補助対象住宅)

第3条 補助の対象となる住宅は、次の各号のいずれかに該当する持ち家住宅とする。

- (1) 一戸建て住宅（併用住宅の場合は、住宅部分の延べ面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であるものに限る。）
- (2) マンション等の共同住宅（2以上の区分所有者（建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第2条第2項に規定する区分所有者をいう。）が存する建物をいう。）で、人の居住の用に供する専有部分（区分所有法第2条第3項に規定する専有部分をいう。）

(交付対象工事等)

第4条 補助の対象となるリフォーム工事は、住宅の全部又は一部についてバリアフリー安全型リフォーム工事で、別表第1に示すもの（国費が含まれる別の補助金を受けている、又は受ける予定のものを除く。）とする。

2 補助の対象となるリフォーム工事に関する条件は、前項に定める改修工事費（別表第1により算出した金額）の合計額が20万円以上とする。

3 補助の対象となる住宅リフォーム工事は、市内に本社・支社等を有する法人又は市内に住所を有する個人（以下「施工業者」という。）が施工するものに限る。

4 前3項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する工事については、補助の対象としない。

- (1) 補助金の交付決定前に着手した工事
- (2) 増築工事
- (3) 住宅以外の建物を住宅用途にするための工事
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助の対象として不相当と認める工事
(補助金の額)

第5条 前条第1項に定めるリフォーム工事の補助金の額は、別表第2のとおりとする。この場合において、千円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金の申請及び交付の決定)

第6条 リフォーム工事の補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付申請書（様式第1号）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 住民票等市内に居住が確認できる書類
- (2) 納税証明書（未納がないことがわかるもの）
- (3) 工事写真（住宅性能の向上に係る改修工事の部分、部位及び設備ごとに着工前の状況を撮影したもの）
- (4) 固定資産税課税明細書の写し、家屋台帳の写し、建物登記事項証明書等の補助対象住宅の所有者が確認できるもの
- (5) 補助対象工事費確認シート（様式第2号）
- (6) 手続を代理人が行う場合は委任状（様式第3号）
- (7) 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請書の提出があったときは、申請の内容を審査し相当と認めた場合に限り、交付決定を行い、申請者に対して西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

3 前項の通知があった場合に限り、リフォーム工事に着手できるものとする。

(計画の変更)

第7条 前条第2項の規定による補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、リフォーム工事の内容に変更が生じる場合は、西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金変更交付申請書（様式第5号）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（1） 補助対象工事費確認シート（様式第6号）

（2） その他市長が必要と認める書類

2 前条第2項の規定は、前項について準用する。この場合において、同条第2項中「西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）」とあるのは、「西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付決定変更通知書（様式第7号）」と読み替えるものとする。

（工事の中止）

第8条 交付決定者は、リフォーム工事を中止しようとするときは、西海市住宅性能向上リフォーム支援事業中止届（様式第8号）を、市長に提出するものとする。この場合において、市長は第6条第2項及び前条第2項に定める交付決定を取り消すものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、リフォーム工事が完了したときは、速やかに、西海市住宅性能向上リフォーム支援事業完了実績報告書（様式第9号）を、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

（1） 工事写真（改修工事の部分、部位及び設備ごとに施工中及び完成の状況を撮影したもの）

（2） 納品書等（工事を行った部分の性能向上が確認できるもの）

（3） 住宅性能向上リフォーム支援事業利用者・事業者アンケート

（4） 前各号に掲げるもののほか市長が必要と認める書類

2 市長は、特に必要があると認める場合に限り、補助対象住宅の現場検査を行うものとする。

（補助金の額の確定）

第10条 市長は、前条の実績報告の結果、リフォーム工事の内容が適当と認めた場合に限り、交付すべき補助金の額の確定を行い、西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金額確定通知書（様式第10号）により、交付決定者に通知するものとする。

2 市長は、前条の実績報告の結果、リフォーム工事がこの告示に定める内容に適合していないと認めるときは、交付決定者に対し西海市住宅性能向上リフォーム支援事業不適合通知書（様式第11号）により通知したうえで、是正を指導するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条第1項の規定による通知を受けた者は、西海市住宅性能向上リフォーム支援事業補助金交付請求書（様式第12号）を、市長に提出するものとする。

（意見の聴取及び立入調査）

第12条 市長は、この告示に定める事項について、必要があると認めるときは、申請者に対する意見の聴取及び申請者の同意を得たうえで補助対象住宅への立ち入りを行うことができるものとする。

（補則）

第13条 他の補助金の対象となっているリフォーム工事で、補助対象となる部分が明確に区分することができる場合は、他の補助事業の対象部分を除く部分については、補助対象とすることができる。

2 補助を受けた者は、当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図るものとする。

3 補助を受けた者は、補助事業の状況、及び収支、その他の補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

4 規則第20条の規定による市長の承認を受けて財産を処分したことにより収入があった場合は、市長が定めるところによりその収入の全部又は一部を市に納付しなければならない。

5 補助金の交付は、同一住宅について1回限りとする。

6 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成28年5月2日告示第37号）

この告示は、告示の日から施行する。

附 則（平成29年4月3日告示第15号）

この告示は、告示の日から施行する。

別表第1（第4条関係）

リフォーム工事の内容（一体工事を含む）		単位あたりの金額	単位	
①	階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る）又は改良によりその勾配を緩和する工事	614,600円	箇所数	
②	浴室を改良する工事	入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事	472,300円	施工面積（㎡）
	浴槽をまたぎの高さの低いものに取り替える工事	495,400円	箇所数	
	固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事	26,800円	箇所数	
	高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事	56,500円	箇所数	
	バリアフリーに配慮したユニットバスに取り替える工事	514,600円	箇所数	
③	便所を改良する工事	排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事	271,700円	施工面積（㎡）
	便器を座便式のものに取り替える工事	348,400円	箇所数	
	座便式の便器の座高を高くする工事	306,700円	箇所数	
④	出入口の戸を改良する工事	開戸を引戸、折戸等に取り替える工事	149,400円	箇所数
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事（戸の開閉のための動力装置を設置するもの（以下「動力設置工事」という））	447,800円	箇所数	
	戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事（戸を吊戸方式に変更するもの（以下「吊戸工事」という））	136,100円	箇所数	
	戸に戸車を設置する工事その他の動力設置工事及び吊戸工事以外のもの	26,700円	箇所数	
⑤	便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路を改良する工事	床の材料を滑りにくいものに取り替える工事	20,500円	施工面積（㎡）
	ドアノブ又は水栓器具をレバーハンドル等に取り替える工事又は取っ手等を取り付ける工事	14,000円	箇所数	

別表第2（第5条関係）

工事区分	補助対象経費	補助率等
バリアフリー・安全型	左記に該当する改修工事費用の額（別表第1により算出した金額）	補助対象経費の5分の1以内とし、200,000円を限度とする。